令和 8 年 6 月 1 日改定

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、新潟県及び長岡市の条例、規則、要綱等の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　長岡福祉協会
主たる事務所の所在地	〒940-2135　新潟県長岡市深沢町字高寺2278番地8
代表者（職名・氏名）	理事長　田宮　崇
設立年月日	昭和 53 年 10 月 11 日
電話番号	0258－46－6053

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	長岡市地域包括支援センターにしながおか	
サービスの種類	介護予防支援または介護予防ケアマネジメント	
事業所の所在地	〒940-2111　新潟県長岡市三ツ郷屋町字下川原383番地1	
電話番号	0258－29－6621	
指定年月日・事業所番号	平成 18 年 4 月 1 日　指定	1500200017
管理者の氏名	矢代　裕美	
通常の事業の実施地域	長岡市 （主に、大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才・青葉台　地区）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

○ あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握した上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメント」（以下、「介護予防サービス・支援計画書」という）を作成し、利用者及びその家族等に対して、その内容を説明し、書面もしくは電子メール等の電磁的方法により同意を得ます。

○ あなたの介護サービス・支援計画書に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメントの実施状況を把握します。

○ 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメントを変更します。

○ 指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。

○ 当事業者に対して、特定の指定介護予防サービス事業者だけではなく、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

○ 当事業者に対して、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

○ あなたの要介護（要支援）認定又は介護予防・日常生活支援総合事業の申請についてお手伝いします。

○ あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	平日、土曜日、日曜日、国民の休日を含めた毎日
営業時間	午前8時30分 ～ 午後5時 （ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。）

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
担当職員 ※保健師、社会福祉士、介護支援専門員または経験のある社会福祉主事	常勤 1人以上、 非常勤 人
主任介護支援専門員	常勤 2 人以上、 非常勤 人
保健師	常勤 1人以上、 非常勤 人
社会福祉士	常勤 4 人以上、 非常勤 人

7. 利用料

指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣又は長岡市が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いただきます。その場合、事業者は指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

（1）介護予防支援の利用料

取扱要件	利用料（1ヵ月あたり）	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
介護予防支援費	4，420円	無料	4,420 円
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。ただし、代行に当たっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。		
介護予防サービス計画の作成依頼届	利用者負担はありません。ただし、代行に当たっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。		

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣又は長岡市が告示等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面等でお知らせします。

（2）介護予防ケアマネジメントの利用料

取扱要件	利用料 （1ヵ月あたり）	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
介護予防ケアマネジメント費A 【訪問介護・通所介護相当サービス】	4，420円	無料	4,420 円
介護予防ケアマネジメント費B 【通所型サービスA(緩和型)】	730円	無料	730 円
介護予防ケアマネジメント費B 初回・中間モニタリング・評価作成料 【通所・訪問型サービスC(短期集中型)】	3，700円	無料	3,700 円
介護予防ケアマネジメント費C 初回・更新・再作成料 【訪問型サービスB(住民主体)】	790円	無料	790 円

（注1）上記の基本利用料は、長岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面等でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し、指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを行った場合	3，000円
委託連携加算	地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を提供し、介護予防サービス計画等の作成に協力した場合	3，000円
移行加算	介護予防支援もしくはケアマネジメント A からケアマネジメント B または C に移行した場合で他の加算を算定していない場合（初回加算・委託連携加算との併用不可。年1回のみ。）	3，000円

介護職員等 処遇改善加算	介護従事者の安定的な確保を図るとともに、生産性向上や協働化、更なる資質向上への取り組みを行なっている場合	所定単位数の 2.1%を加算

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業継続計画 未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	上記基本利用料の 1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本利用料の 1.0%を減算

8. 事故発生時の対応

指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の指定介護予防支援事業所担当職員又は介護予防ケアマネジメント担当職員

あなたを担当する指定介護予防支援事業所担当職員又は介護予防ケアマネジメント担当職員（以下、「担当職員」という）は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

事　業　者　名　　：

事　業　所　名　　：

事業所の所在地　　：

担当者の職・氏名　：

連絡先（電話番号）：

10. 苦情相談窓口

（1）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

相談窓口①	電話番号　0258－29－6621 面接場所『長岡市地域包括支援センターにしながおか』事務室 対応者　澤田　浩介
相談窓口②	電話番号　0258－46－6610 面接場所『高齢者総合ケアセンターこぶし園』事務室 対応者　舩越 芳之（総括管理責任者） ※高齢者総合ケアセンターこぶし園で運営しているサービスの総合的な苦情相談窓口
相談窓口③	第三者委員 ：　小柴 昭彦（電話番号 025－261－0404） 第三者委員 ：　鈴木 敏子（電話番号 080－1108－4189）

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	(介護予防支援に関すること) 長岡市介護保険課給付係	電話番号　0258－39－2245 (受付時間 8:30 ～ 17:00)
	(介護予防支援に関すること) 新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	電話番号　025－285－3022 (受付時間 9:00 ～ 17:00)
	(介護予防マネジメントに関すること) 長岡市長寿はつらつ課 介護総合事業係	電話番号　0258－39－2268 (受付時間 8:30 ～ 17:00)

11. 第三者による評価の実施状況

第三者評価実施の状況	実施の有無	無
	実施した直近の年月日	
	実施した評価機関の名称	
	評価結果の開示状況	

12. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及びご利用者の特性に応じて、地域との連携に努め、事象別の被害災害に関する具体的な計画として災害時対応マニュアルを作成しております。

13. 感染症対策

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るために、感染対策委員会の設置及び開催、指針の整備、研修の実施、感染対策訓練を実施しております。

14. 高齢者虐待の防止

事業者は、高齢者虐待の防止への取り組みを図るため、虐待防止検討委員会の設置及び 開催、指針の整備、研修の実施を行います。

また、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、 必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	舩越　芳之（統括管理責任者）

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 職員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当職員またはサービス事業所の担当者へご連絡ください。
(3) 病院や診療所に入院する必要が生じた場合には、「9. 担当の指定介護予防支援事業所担当職員又は介護予防ケアマネジメント担当職員」に記載の担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。
(4) 健康増進法の一部改正により、受動喫煙防止の観点から、センター内での喫煙はお断りします。
(5) 職員が安全に援助を行うため、援助中のペットの管理や、配慮をお願いします。
(6) ご利用者、ご家族から職員が「暴言・暴力・セクシャルハラスメント等」を受けた場合、契約解除を検討いたします。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者	所 在 地	新潟県長岡市深沢町字高寺 2278 番地 8
	事業者(法人)名	社会福祉法人　長岡福祉協会
	代表者職・氏名	高齢者総合ケアセンターこぶし園 理事長　田 宮　崇
	説明者職・氏名	

業務委託先	事業所名	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	説明者職・氏名	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

【 利 用 者 】	ご 住 所	
	お 名 前	

【 代 理 人 】	ご 住 所	
	お 名 前	
	続　　柄	

【身元引受人】	ご 住 所	
（家 族 代 表）	お 名 前	
	続　　柄	

【 立 会 人 】	ご 住 所	
	お 名 前	
	続　　柄	